

○特別支援教育将来構想審議会条例

平成二十五年三月二十六日
宮城県条例第六号

特別支援教育将来構想審議会条例をここに公布する。

特別支援教育将来構想審議会条例

(設置)

第一条 教育委員会の諮問に応じ、特別支援教育の在り方に関する総合的かつ基本的な構想の策定、当該構想に係る施策の成果及び課題の検証その他当該構想に関する重要事項を調査審議するため、宮城県特別支援教育将来構想審議会(以下「審議会」という)を置く。

(組織等)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者、県の職員その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第三条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第五条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、十人以内とし、会長が指名する。
- 3 前二条の規定は、部会について準用する。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。
[次のよう略]